



平成 22 年 3 月 24 日

各 位

会社名 チムニー株式会社
代表者名 代表取締役社長 和泉 学
(コード番号：3362 東証第二部)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 山口 実
電話番号 03-3626-2341

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 17 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 22 年 2 月 17 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について、第 26 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 22 年 4 月 21 日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成 22 年 4 月 22 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日開催の取締役会で平成 22 年 4 月 26 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主様をもって、当該株主様の有する全部取得条項付普通株式を、平成 22 年 4 月 27 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 2,656,043 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を当社が交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 22 年 2 月 17 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
かかる種類株式としては、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種類株式（以下「A 種類株式」といいます。）を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。以下同じ。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、各株主様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種類株式 2,656,043 分の 1 株を交付いたします。この際、株式会社エフ・ディー（以下「エフ・ディー」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる A 種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

2. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続の②は、本定時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本定時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 22 年 2 月 17 日付当社プレスリリースの「1 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る変更の内容のとおりであり、また、本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「2 全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る変更の内容のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって既に生じております。また、本完全子会社化手続の②の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 22 年 4 月 27 日（火）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本定時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年2月17日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による一部変更後の当社定款に基づき、取得日（下記（2）にて定めます。）において、当社が株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、平成22年4月26日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、本完全子会社化手続のうち①による定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を2,656,043分の1株の割合をもって交付するものです。この際、エフ・ディー以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成22年4月27日（火）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して取得対価として、全部取得条項付普通株式1株につき、本完全子会社化手続のうち①によって設けられた新たなA種種類株式2,656,043分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、A種種類株式をエフ・ディーに売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どお

り得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式の数に金2,260円（エフ・ディーが当社普通株式及び当社新株予約権に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できる価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成22年3月24日（水）
当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定	平成22年3月24日（水）
定款変更につき通知公告（全部取得条項設定に関する事項）及び全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成22年4月5日（月）
当社普通株式の東証二部における売買最終日	平成22年4月21日（水）
当社普通株式の東証二部における上場廃止日	平成22年4月22日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付（本完全子会社化手続の③）に係る基準日	平成22年4月26日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成22年4月27日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成22年4月27日（火）

以 上